

平成30年6月7日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成30年6月7日(木) 午後3時00分
場 所	教育委員会室
開 会	午後3時00分
閉 会	午後3時21分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	雁 部 隆 治
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
委 員	淺 松 三 平
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	宮 本 知 幸
学 務 課 長	西 村 克 己
指 導 室 長	横 山 圭 介
すみだ教育研究所長	石 原 恵 美
地域教育支援課長	石 岡 克 己
ひきふね図書館長	高 村 弘 晃

2 議題について

(1) 議決事項

第1 議案第26号 墨田区文化財保護審議会委員の委嘱について

(2) 報告事項

第1 平成29年度定期監査(第2回)等の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について
(資料1)

第2 墨田区議会正副議長の就任について(資料2)

第3 墨田区議会常任委員会及び議会運営委員会委員名簿、墨田区議会特別委員会委員名簿について(資料3)

第4 墨田区監査委員の就任について（資料4）

第5 墨田区少年団体連合会会長への感謝状の贈呈について（資料5）

3 会議の概要について

教育長 それでは、本日の教育委員会を開会します。本日の会議録署名人は、雁部委員にお願いします。本日の日程ですが、議案第26号については人事案件であることから、秘密会として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、議案第26号については秘密会としてとり行うことといたします。なお、会議の進行については、報告事項が終了した後、秘密会に入ることとします。

報告事項第1・・・資料P1～12

「平成29年度定期監査（第2回）等の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 では、ただいまの説明について何かご質疑はありますか。

坂根委員 ただいまのご説明にありました資料P12の上から5行目、「異なる行政機関での情報連携」というのは、例えばどういうことですか。

庶務課長 他の自治体との連携ということですが。これまでは区内では確認できましたが、広域的な形で、異なる自治体とも連携が図れるシステムの運用が開始されたということですが。

坂根委員 それとは違うかもしれませんが、例えば、教育委員会に所属しているなど区役所の内部の講師ではなく、各学校で外部の講師の先生をお招きして、学校で講師の先生からマイナンバーを聞く場合など、そういう保護や安全管理についてもこれに関係はありますか。

次長 講師謝礼は、基本的には口座振り込みを教育委員会からしておりますが、所得税を源泉徴収する場合については、当然マイナンバーが必要なもので、その際に現場から厳格に手渡しでもらって、処理しております。

坂根委員 そうですか。では、そのいただいたものは、学校から教育委員会事務局に。

次長 手渡しでもらって、事務局でしかるべき方法で管理をしております。

坂根委員 わかりました。ありがとうございました。

阿部委員 資料P10のところの見方ですが、「指摘事項」の「(1)」の次に、「ア」と、さらに「(イ)」の「b」と分かれています。これは教育委員会に関しては(1)の指摘事項のうちのアの項目の(イ)の分類のbだけと理解してよろしいですか。

庶務課長 はい、そうです。

坂根委員 もう一つ、よろしいですか。資料P11「事案の決定手続が誤っていたもの」。例えば、部長の専決事項を課長が決定するというようなことがほかの部局でもあったように書いてありますが、なぜそういうことが起こるのでしょうか。そういう議案や決定手続が多く煩雑であるからそういうことが起こるのでしょうか、それともたまたまなのでしょうか。

庶務課長 件数としては、余り多くはないと思います。ただ、事案決定規程に基づいて処理しておりますが、毎年同じように意思決定をするものについては余りそういうことはありません。初めての事案の場合、事案決定規程を調べずに決裁区分を間違えて起案するというような間違いが起こり得ると思います。

坂根委員 そうですか。では、今年のものも、その初めての事案が多いと考えてよろしいですか。

庶務課長 はい、そうですね。

坂根委員 そうしますと、始める前に課長が部長に聞いたりはしていないわけですか。初めてだから判断ができなかったということですか。そこが余り理解できないです。

次長 その事案決定を取る時ですが、物を購入したり支出する案件によって、当然決裁区分は違い、それは規定上ははっきりしています。しかし、それを確認して起案を立てればよいのですが、起案を立てるときに、例えば前例踏襲とか勘違いであるとかで、決定区分を部長でしなければいけなかったのに課長でしてしまい、チェックが漏れてしまったという、そういう事例だったと認識しています。ですから、今は対策としては、特に物を購入したり支出したりするときの決定区分については、学務課では文書取扱主任、係長の方でもチェックするようにしていますので、こういう案件は出ないようにしております。

坂根委員 わかりました。

報告事項第2～4・・・資料P13～16

教育長 続いて、報告事項第2から報告事項第4まで、いずれも区議会臨時会の報告ですので、一括で報告させていただきます。事務局からお願いします。

「墨田区議会正副議長の就任について」、「墨田区議会常任委員会及び議会運営委員会委員名簿、墨田区議会特別委員会委員名簿について」及び「墨田区監査委員の就任について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 では、ただいまの説明について、何かご質疑はありますか。

(質疑なし)

報告事項第5・・・資料P17

「墨田区少年団体連合会会長への感謝状の贈呈について」、地域教育支援課長が説明。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありますか。

(質疑なし)

教育長 それでは、議案第26号を審議しますが、会議冒頭での取り決めにより、人事案件であることから、秘密会として執り行うこととしますので、傍聴人の方はご退出願います。

(傍聴人退室)

秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり

教育長 以上で、教育委員会を閉会します。